

◇明細書発行体制加算のご案内

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査名の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。

◇医療情報取得加算のご案内

当院では、施設基準を満たす医療機関として、オンライン資格確認によって患者さんの同意を得て診療情報を取得し、それらを診療に活用することで、質の高い医療の提供に努めてまいります。

正確な診療情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

◇医療 DX 推進体制整備加算のご案内

当院では、医療 DX について以下の対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ・電子処方せんの発行については現在整備中です。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所やホームページに掲載しています。



とっても
簡単!

マイナンバーカード

1

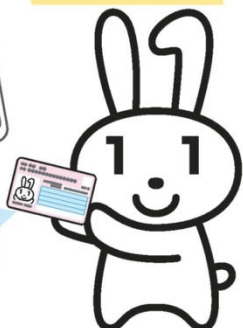
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2

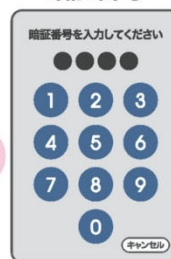
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

◇一般名処方加算のご案内

当院では、後発医療品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、2024年10月の制度改正に伴い、患者さんの希望で先発品指定で処方した場合は、一部実費負担が発生する場合があります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

◇外来感染対策向上加算のご案内

当院は、北海道の医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関に指定されています。

受診歴の有無に関わらず発熱等、感染症が疑われる患者様の受け入れを行います。

通常の患者さまと導線（時間的・空間的）を分けて、通常診療の方と全く接さないように院内感染予防策を講じています。その為、感染症疑いのある患者様は事前にお電話でご確認ください。ご理解の程よろしくお願いいたします。

◇時間外対応加算のご案内

当院では再診患者様に対して時間外対応加算を算定しております。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服用指導を行います。
- 病状に応じて、専門医師または専門医療機関への紹介をさせていただきます。
- 随時、健康診断の結果等の健康管理に相談に応じております。
- 保険、福祉サービスに係る相談に応じております。

□ 診療時間外には当院の電話を院長の携帯電話に転送します。これにより夜間でも連絡をとることができます。

※院長がやむを得ず電話に出ることができなかった場合は留守番電話にメッセージを残してください。対応時間は平日の 22 時までとなります。

このような取組から再診時に時間外対応加算 3（患者様 1 名つき 1 回 3 点）を算定させていただきます。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様に、日中の診療時間に受診した場合にも算定するものです。

◇夜間・早朝等加算のご案内

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また予約診療であっても、「夜間・早朝等加算」（50 点）の取り扱いとなりますので、予めご了承ください。

※ 平 日 午後 6 時以降
※ 土曜日 正午 12 時以降

◇長期処方・リフィル処方箋についてのご案内

当院では患者さんの状態に応じ以下の対応が可能です。

- 28 日以上 of 長期の処方箋を行うこと
- リフィル処方箋を発行すること

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

◇長期収載品の選定療養費について

令和 6 年度の診療報酬改定に基づき、2024 年 10 月 1 日から長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

◆対象となる医薬品

- ・ 外来患者様の院外処方、院内処方
- ・ 後発医薬品が発売され、5 年以上が経過した先発医薬品(準先発医薬品も含む)
- ・ 後発医薬品への置き換え率が 50%以上を超える先発医薬品

◆対象外となる場合

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・ 在庫状況などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

◆自己負担額について

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1

※別途消費税が課税されます

◇「ベースアップ評価料について」

令和 6 年 6 月から「ベースアップ評価料」がはじまります。(当クリニックも令和 7 年 3 月より)

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

◆「ベースアップ評価料」について

- ・ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和 6 年 6 月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ・ これにより、6 月以降、利用者みなさまの訪問看護療養費のご負担が上がる場合があります。
- ・ このベースアップ評価料による訪問看護療養費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。